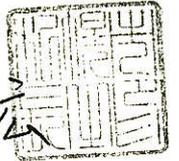


札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年10月 4 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 4 / 号

札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市個人番号利用条例施行規則（平成27年規則第58号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1中20の3の項を20の6の項とし、20の2の項を20の5の項とし、20の項の次に次のように加える。

20の2 市長	(1) 札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）による医療費の助成の実施に関する事務
20の3 市長	(1) 札幌市重度心身障がい者医療費助成事業における助成の実施に関する事務
20の4 市長	(1) 札幌市ひとり親家庭等医療費助成事業における助成の実施に関する事務

- (2) 別表2 17の項中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改め、「含む」及び「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同表中28の6の項を28の9の項とし、28の2の項から28の5の項までを3項ずつ繰り下げ、28の項の次に次のように加える。

28の2 市長	(1) 札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成の実施に関する事務	ア 当該助成の対象となる子ども又はその者と生計を同じくする者（以下この項において「対象者等」という。）
---------	-------------------------------------	-----------------------------------------------------

		<p>に係る医療保険被保険者等資格関係情報</p> <p>イ 対象者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>ウ 対象者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>エ 対象者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>オ 対象者等に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>カ 対象者等に係る札幌市重度心身障がい者医療費助成事業における助成の実施に関する情報</p> <p>キ 対象者等に係る札幌市ひとり親家庭等医療費助成事業における助成の実施に関する情報</p>
28の3 市長	(1) 札幌市重度心身障がい者医療費助成事業における助成の実施に関する事務	<p>ア 当該事業の対象者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者その他監護する者（以下この項において「対象者等」という。）に係る医療保険被保険者等資格関係情報</p> <p>イ 対象者等に係る身体障害</p>

		<p>者手帳関係情報</p> <p>ウ 対象者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>エ 対象者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>オ 対象者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>カ 対象者等に係る療育手帳関係情報</p> <p>キ 対象者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>ク 対象者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>ケ 対象者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>コ 対象者等に係る札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成の実施に関する情報</p>
28の4 市長	(1) 札幌市ひとり親家庭等医療費助成事業における助成	ア 当該事業の対象者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者その他監護する者

の実施に関する事務

(以下この項において「対象者等」という。)に係る医療保険被保険者等資格関係情報

イ 対象者等に係る身体障害者手帳関係情報

ウ 対象者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

エ 対象者等に係る生活保護実施関係情報

オ 対象者等に係る外国人生活保護実施関係情報

カ 対象者等に係る療育手帳関係情報

キ 対象者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

ク 対象者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ケ 対象者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

コ 対象者等に係る札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成の実施に関する情報

- (3) 別表2 30の項(1)の目中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改め、「(同法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。)」を削り、同項(2)の目から(4)の目までの規定中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改め、同表31の項及び32の項中「(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)」を削る。

#### 附 則

この規則は、札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例（令和5年条例第20号）の施行の日から施行する。